平成２８年（フ）第６６１号
さいたま市岩槻区東町１丁目５番12―101号　市営住宅２
債務者　山田　靖子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８８号
さいたま市浦和区駒場１丁目10番４号　駒場グランドハイツ106号
債務者　坂内　道子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
埼玉県東松山市六軒町19番地10　カームリーローレル202
債務者　吉野　　尚
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１６５号
神奈川県座間市立野台３丁目26番２号
債務者　菅原　和美（旧姓冨永・竹花）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１１号
愛知県刈谷市東刈谷町３丁目16番地６　パレスハートＣ棟１－１号、前住所大阪府大阪市住之江区南港中４丁目２番13―706号
債務者　髙岸　将宏
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番７－304号、前住所大阪府和泉市鶴山台２丁目２番17―402号
債務者　堀内　美沙（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地11バルメゾンりんくう３棟106号
債務者　竹原　正周
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
大阪府泉佐野市長滝2184番地の１シャトレ泉佐野201
債務者　築山　明子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
大阪府泉南市新家2892番地の１ファミール南大阪111号、前住所大阪府泉大津市森町２丁目８番４－308号
債務者　古島　忠常
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
大阪府和泉市阪本町378番地の44
債務者　輿儀　清雄
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６６９号
大阪府豊中市春日町３丁目15番41号
債務者　北村麻奈美こと　鶴巻麻奈美
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５６号
大阪府箕面市百楽荘４丁目６番12―27号
債務者　三好由加利
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８３号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番３－405号
債務者　福原　義隆
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４８号
大阪市東住吉区杭全１丁目18番17号　エル・クマタ　301号
債務者　野山明龍こと　宋　　明龍
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８４号
大阪市生野区巽南３丁目19番43―106号
債務者　岡田政弘こと　ＯＨ　ＪＵＮＧ　ＨＯＮＧ　呉　　正弘
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８５号
大阪市生野区巽南３丁目19番43―106号
債務者　岡田悦子こと　ＥＭＯＴＯ　ＥＴＳＵＫＯ　江本　悦子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　大倉　健二
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部